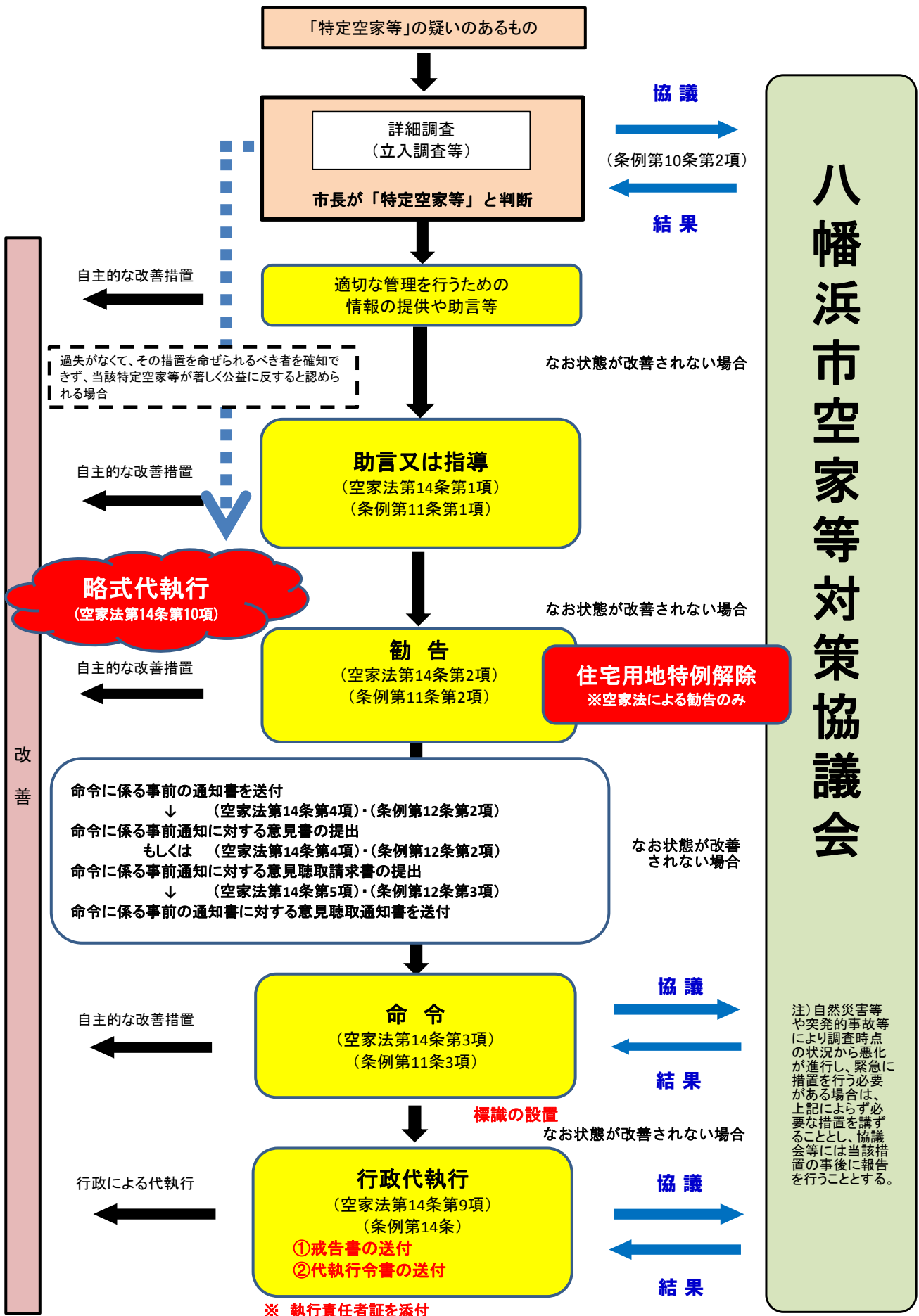


空家法と本市条例から見た『特定空家等』に対する措置



八幡浜市空家等対策協議会

注) 自然災害等や突発的事故等により調査時点の状況から悪化が進行し、緊急に措置を行う必要がある場合は、上記によらず必要な措置を講ずることとし、協議会等には当該措置の事後に報告を行うこととする。

改善

略式代執行
(空家法第14条第10項)

住宅用地特例解除
※空家法による勸告のみ

※ 執行責任者証を添付